

補助金交付申請書の作成チェックリスト（補助事業が適正に行われるか確認）

通常 新築 転換	災害復旧		書類等
	入替	修理	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	合併処理浄化槽 被害状況報告書 被害状況の「修理不可能」を選択した場合は、特記事項に修理不可能である理由を明記してください。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浄化槽の被災状況が分かる写真（日付入り） 家の全景、浄化槽故障部分がわかるもの。写真貼り付け台帳の様式あり。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備の故障が確認できる書類 被災後の保守点検記録票、または浄化槽被害状況調査結果
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書 <input type="checkbox"/> 補助対象区域ですか。（下水道整備区域は対象外）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅、土地の所有者の委任状 （補助金の交付申請と浄化槽設置工事に関する委任）
			住宅、土地の所有者は
			① 申請者だけである。 → 委任状は必要ありません。 ② 共有者がいる。 → 共有者の委任状が必要です。 ③ 申請者ではない。 → 所有者の委任状が必要です。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事業実施計画書・収支予算書 （場合に応じて添付書類が必要） <input type="checkbox"/> 工事には着手していません。（補助金交付決定前に着手している場合は補助対象外） <input type="checkbox"/> 人槽が実処理人数（使用水量）を踏まえたものとなっていますか。（延べ面積の計算により大きなものになっていませんか。） ・実処理人数より大きな人槽を設置する場合 ⇒設置人槽の理由及び設置基準緩和届等の事前説明に関する「 <u>事業計画確認書</u> 」の提出が必要です。 ・7人槽から5人槽にする場合 ⇒「 <u>設置基準緩和届</u> 」の手続きが必要です。 <input type="checkbox"/> 既設単独処理浄化槽・汲み取り槽がある場合は「 <u>転換事業計画書</u> 」を添付 <input type="checkbox"/> 宅内配管補助の対象となる場合は、「 <u>宅内配管補助の施工計画確認表</u> 」による桝箇所数、布設延長等の事前協議
<input type="checkbox"/>			転換事業計画書 （既設槽の状況、転換または更新後の既設槽の処分方法等） <input type="checkbox"/> 最終清掃から最終処分までの全ての工程を記載してください。 <input type="checkbox"/> 止むを得ず、計画段階で不撤去または一部撤去の方針が確定している場合はその理由を記載した書類（様式問わず）を提出してください。 ※施工後の状況判断により、不撤去または一部撤去とする場合は、その理由を記載した書類（様式問わず）の提出と変更事業計画書・変更収支予算書の提出が必要になります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浄化槽の構造図、配置図、配管図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	排水設備の配置図、建物平面図、土圧による影響が分かる図面 <input type="checkbox"/> 設置場所は土圧による影響が考慮されていますか。 ※土圧の範囲が下方45度の場合、設置場所までの距離＞浄化槽の高さ

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建物延べ床面積計算書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	見積書の写しについて <input type="checkbox"/> 浄化槽設置工事費、配管布設費及び撤去処分(再利用)費の項目に分けて明記していますか。 <input type="checkbox"/> 補助対象となる配管布設費、撤去処分(再利用)費部分を取り出した内訳明細が確認できますか。 (例) 工事費…浄化槽本体費、材料費、掘削費、埋設費、上部スラブ費など 配管費…配管工事費、柵設置、雑材消耗費、舗装切断、復旧費など ※ <u>施工計画確認表の工種、数量が確認できるものが望ましい。</u> 撤去費…清掃費、消毒代、掘削及び撤去費、処分費など 再利用費…清掃費、消毒代、不要管の撤去及び管口閉塞、調整費など <input type="checkbox"/> 費用に補助対象外の経費が含まれていませんか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所管官庁への申請手続、届出書類の写し <input type="checkbox"/> 建築確認申請を伴わない場合→審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し及び審査機関あての設置に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 建築確認申請を伴う場合→建築確認通知書及び屎尿浄化槽調書の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃貸人の承諾書 （専用住宅を借りている場合に限りです）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証する登録証 （市町村用） ※全国浄化槽推進市町村協議会の登録制度に基づく登録証の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録浄化槽管理票 （C票） ※浄化槽メーカーが発行。2通（一通は写し可）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浄化槽機能保証制度に基づく浄化槽保証登録証 ※全国浄化槽団体連合会（富山県浄化槽協会）による登録確認
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浄化槽法定検査依頼書の写し （浄化槽法第7条・第11条） ※富山県浄化槽協会への検査依頼書。検査手数料が口座振替の方は口座振替依頼書の写しを追加
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市長あての維持管理に等に係る誓約書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浄化槽設備士免状の写し ※昭和62年3月以前の免状については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証を添付 <input type="checkbox"/> 軽微な修理（槽本体の据え直しを伴わない、部品の交換や亀裂の補修等）の場合は、「浄化槽管理士」免状の写しも可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	既存単独処理浄化槽の再利用について 既存単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用を行う場合は、利用計画図（雨水排水管の設置、内部仕切り板の穴あけ、ポンプや散水栓の設置等）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	宅内配管工事を行う場合（新築以外） 既存単独処理浄化槽又は既存のくみ取り槽から浄化槽へ転換する場合において宅内配管工事を行う場合は、計画配管図（配管長、マスの箇所記載、機械・人力掘りの工法区分の区別、垂直配管の区別、既存配管状況と引続き利用する既存配管、新設管の区別・マスの配置等）、「宅内配管補助の施工計画確認表」
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設置場所付近見取り図 （住宅地図等）

□	□	□	<p>既設槽の状況等の確認書類</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> □ 単独処理浄化槽の場合は清掃記録票、法定検査結果書等の写し □ 汲み取り槽がある場合は、し尿収集通知書の写し、現況写真等 □ 転入、下水道使用住宅からの転居等は適宜、必要書類等を指示 □ 災害復旧の場合は既設合併処理浄化槽の清掃記録票、<u>前回の法定検査の申込書類及び結果書の写し</u>
---	---	---	--

お問い合わせ

水見市上下水道課 電話番号：0766-74-8207